

津山市阿波こぶしアリーナ条例施行規則抜粋

(使用料の減免)

第7条 条例第8条の規定による減額は、次の各号のいずれかに該当し、営利又は宣伝を目的としないものに限り、別表第1に定めるところにより行う。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 津山市連合町内会各支部や津山市各町内会が主催もしくは共催する行事に使用するとき。
 - (2) 津山市消防団が主催する催物のために使用するとき。
 - (3) 市内スポーツ少年団及び市内の中学生以下を対象とした各種スポーツ教室（以下「スポーツ少年団等という。」）が使用するとき。なお、スポーツ少年団等が申請者となって使用する場合は、市外スポーツ少年団等も対象とする。
 - (4) 身体障害者（身体障害者手帳を有するもの。）で組織する市内団体が主催する催物のために使用するとき。
 - (5) 知的障害者（療育手帳を交付されているもの。）で組織する市内団体が主催する催物のために使用するとき。
 - (6) 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳を有するもの。）で組織する市内団体が主催する催物のために使用するとき。
 - (7) 学校教育法第1条に規定する学校及び保育所で組織する市内の団体が主催する催物のために使用するとき。
- 2 前項の使用料の減額を受けようとする者は、津山市阿波こぶしアリーナ使用料減免申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

別表第1（第7条関係）

区 分		1時間まで	1時間を超える場合の加算額（30分につき）
アリーナ	全 面	0円	0円
	半 面	0円	0円
ステージ		0円	0円
放送室		0円	0円
指導員室		0円	0円
アリーナ 照明施設	水銀灯（全面）	400円	200円
	水銀灯（片面）	200円	100円
	白熱灯（全面）	200円	100円
ステージ照明施設		400円	200円

備考 1時間を超える場合の30分未満の端数は、30分とみなす。